

秋田市訓令第9号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市単純労務会計年度任用職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市単純労務会計年度任用職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令

秋田市単純労務会計年度任用職員の給与の基準に関する規程（令和元年秋田市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「1号俸」を「7号俸」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。